

経済文教常任委員会記録

令和3年12月13日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午前11時13分

○出席委員（6名）

3番 坂本 崇 委員 5番 福士 文敏 委員 7番 石山 敬 委員
9番 千葉 浩規 委員 11番 外崎 勝康 委員 15番 今泉 昌一 委員

○出席理事者（7名）

教育部長	鳴海 誠	教育総務課長	菅野 洋
生涯学習課長	原 直美	博物館長	石岡 博之
文化財課長	小山内 一仁	農林部長	中田 善大
農政課長	齊藤 隆之		

○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 高屋 憲 書記 成田 崇伸

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案5件及び請願1件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案等審査に当たりましては、配付しております議案等審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

議案第106号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第106号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第106号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の適用を受ける者に再任用職員を追加するなど所要の改正を行うものであります。

本条例は、その職務の分類や昇給・昇格の基準、各種手当等について、「県費負担教職員又は県立学校職員の例による」と規定し、関係職員が不利益を被らないよう県との均衡を図り、青森県職員の給与改定に準じてこれを定めてきたところであります。

これまで、本条例は、割愛により他の地方公共団体を退職し、引き続いて市に採用された者が再び他の地方公共団体へ帰任することを想定していたことから、現在は再任用に関する規定がない状態であります。

当市において正職員で教育関係職員に該当するのは、教育委員会に勤務する指導主事及び幼児ことばの教室の幼児ことばの指導員であり、この指導員については、平成27年度から市が直接採用を行い、任用しているものであります。今後は、指導員の再任用が見込まれることから、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

幼児ことばの教室は、言葉やその他の発達について支援を必要とする就学前の幼児の相談及び支援を行うことを目的として設置し、会計年度任用職員の教室長1名、正職員の指導員2名、会計年度任用職員の指導助手4名と技能主事1名の計8名を配置し運営しております。正職員の指導員2名のうち1名が今年度末で退職となっており、来年度は再任用を見込んでおります。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

このたびの改正では、再任用に関する規定を定めるほか、適用対象に関する語句の整理も行っております。

新旧対照表を御覧願います。

第1条及び第2条において、教育関係職員のうち、指導員と指導主事を「職員」と定義し、条文を整備しております。これにより、第3条において定義していた「教育関係職員」を「職員」に改めております。

第5条では、再任用職員について定義し、その給料月額の規定を第6項として新たに追加しております。同様に、第6条の2には、再任用職員のうち短時間勤務の者についての給料月額の規定を第2項として新たに追加しております。

給料月額について、3ページの別表を御覧ください。

別表ア、教育職給料表(1)、及びイ、教育職給料表(2)へ、「再任用職員以外の職員」と「再任用職員」の職員の区分の欄を追加し、再任用職員の給料月額を規定しております。給料月額は、青森県が定める額と同額としております。

続きまして、新旧対照表の2ページにお戻り願います。第14条と第15条を御覧ください。

ここでは、再任用短時間勤務職員の勤務時間についての規定を追加しており、弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様の規定としております。

再び3ページになります。第22条を御覧ください。

ここでは、職員の休暇について規定しております。

冒頭で申しましたように、割愛により県教育委員会から採用する指導主事は、市を退職し再び県職員として採用されます。このことから市では、県費負担教職員との均衡を欠くことがないよう、県費負担教職員の例によるとしておりますが、指導員については市の直接の採用であることから、市職員の規定を適用するよう改めております。

次に、別表の前に附則がございますので、御覧願います。

附則第1項により、改正後の条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○11番（外崎勝康委員） 確認なのですが、再任用ということで、それを今回新たに追加したということなのですが、ちょっとよく分かっていないので教えていただきたいのですが、今までの再任用の方の処遇とか、またその取扱いというのはどうだったのか。その辺だけ、もうちょっと分かりやすくお話ししていただければと思います。

○教育総務課長（菅野 洋） 今回初めて再任用の方を、2名正職員がいたうちの1人の方が退職になるということで、希望を取ったら再任用を希望したので、今回が初めての再任用になります。

○11番（外崎勝康委員） 今回が初めてなのですか、教育委員会としては。そういう、何か似たようなこともなかったのですか。再任用ではないけれども、退職して。そういうのも何もないのですかね。一般的な、再任用みたいな何かそういうルールみたいなものがなかったのですか。すみません、確認だけです。

○教育部長（鳴海 誠） 確かに、行政職の場合は市に準じてということでやらせていただいていたけれども、教育関係職員については今回が初めてということで、全くそれに関する規定がなかったという状況ですので、今年度末で退職し、再任用を希望する職員が初めて出てきたということで、そのタイミングで今回条例を改正させていただくというふうなことであります。

○11番（外崎勝康委員） 今までそういう方はいなかったという、希望者がいなかったということでもよろしいのでしょうか。

○教育部長（鳴海 誠） 教育関係職員として、いわゆるプロパーとして採用したというのは、平成27年でしたか、この幼児ことばの指導員が恐らく初めてだったと思います。今までこの条例の適用を受けていたのは、もともと県の教職員でありまして、割愛によって市で採用し、また割愛によって県のほうに帰任していくというふうな、いわゆる学校の教員のみが適用されるような条例になっていましたので、市の職員として採用したというのは初めてでございます。そういう事情がございます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第109号 指定管理者の指定について（弘前市立弘前図書館等）

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第109号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第109号は、弘前市立弘前図書館等の指定管理者としてTRC・アップルウェーブ・弘前ペンクラブ共同事業体を指定管理者に指定しようとするものであります。

本施設につきましては、公募により候補者を募集したものであります。応募があったのは当該団体1団体でしたが、弘前市指定管理者選定等審議会において審議した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れており、総合評点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

それでは、資料1、議案第109号弘前市立弘前図書館等の指定管理者の指定についてを御覧願います。

管理を行わせる施設の名称は、弘前市立弘前図書館、弘前市立岩木図書館、駅前分室こども絵本の森、弘前市立郷土文学館でありまして、指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

提案内容に対する評価について御説明いたしますので、資料2、弘前市立図書館並びに弘前市立郷土文学館指定管理者候補者選定結果一覧表を御覧ください。

評価に当たっては、(3)の施設の設置目的を効果的に達成することができることを特に重要視し、配点を高く設定しております。評点合計の100点満点換算点は79.9点であります。

もう一度、資料1にお戻り願います。3、主な提案内容の(3)を御覧願います。

評価に当たっては、ラジオ放送での告知のほか、SNSの活用を開始し、新たな情報発信手段を導入すること、図書館での調査の支援となるパスファインダーの継続設置や資料見出し表示の新設が高い評価となりました。10月28日開催の弘前市指定管理者選定等審議会において、TRC・アップルウェーブ・弘前ペンクラブ共同事業体を指定管理者候補者とするものが決定され、同日付で答申があったものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 私のほうで事前に資料要請をしまして、指定管理者募集要項も頂いておりますので、それに基づいて少し質疑をさせていただきます。

まず、1回目として二つあります。一つは、弘前図書館について貸出者数、貸出冊数、来館者数が年々減少しているのですけれども、この点についてどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いします。

もう一つは、弘前図書館のこれまでの目標が年間10万5231人だったものが、今回はそこから目標値が下がってきているということです。逆に、岩木図書館やこども絵本の森は目標が上がっているということなのですけれども、弘前図書館だけ目標値を下げた理由について。もう一つは、今回から来館者数も目標に加えたわけなのですけれども、その理由について答弁をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） 弘前図書館については、貸出者数、貸出冊数、来館者数は年々減

少しております。貸出者数、来館者数の減少の理由としては、一つには指定管理者制度導入以後、1回当たりの貸出冊数の制限の撤廃があるものと考えてございます。

貸出冊数につきましては、弘前図書館だけを見た場合は減少してございますが、岩木図書館、こども絵本の森の3館の合計では、平成29年度から令和元年度まではそれぞれ指定管理導入前の平成28年度の貸出冊数を超えてございます。これに関しては、岩木図書館、こども絵本の森、弘前図書館それぞれの本をそれぞれが借りることができる相互貸借制度などが浸透していることも理由として考えてございます。

次に、目標値についてでございます。

貸出者数の目標値は、平成29年度から令和元年度までの3か年の平均から算出してございます。そのため、弘前図書館の貸出者数などは減少してございますので、目標値が下がったものがございます。岩木図書館、こども絵本の森につきましては、平成29年度から令和元年度までの間に貸出者数が増加していたことから、平均値が増えている状況でございます。

次に、来館者数を新たな目標値に加えましたのは、指定管理者選定等審議会の委員の答申の意見を反映しまして、図書の貸出しを受けた人数だけを単に計測するのではなくて、調査や閲覧などで利用する人なども含め、図書館の効用を高めたことが評価できるような指標を加えたものでございます。

○9番（千葉浩規委員） 今回、利用者数、来館者数を目標値に挙げたというのは、私は大変いいのではないのかなというふうには考えています。やはり新しい利用者ニーズに对应していくことがこれから必要ではないかなと思うのです。それで、利用者を増やすということで、ちょっと何点か、三つほど質疑させていただきましても、利用者を増やす上で指定管理者の自主事業というのも大変重要ではないかと思うのですが、その取組についてどうなっているのか答弁をお願いします。

もう一つは、平成28年7月に教育委員会が作成した弘前市立図書館・郷土文学館のあり方というものがあるのですが、そこで図書館等のサービスの推進に向けてということで、市民の参画促進ということで、図書館ボランティアが多彩な活躍をすることで図書館サービスの幅が広がるということになっていたわけですが、実は、指定管理者制度が導入される前に図書館後援会が解散するというふうな経緯もあったのですが、そうした経緯も含めて、ボランティアの協力というのは現在どのようになっているのか答弁をお願いします。

また、今お話しした在り方についての中にも書いているのですが、意見の反映というものもありました。やはり利用者から寄せられた意見や要望について図書館協議会及び郷土文学館運営委員会において分析・評価し、図書館サービス等へ反映させ市民に公表するといったことも書かれていたわけですが、市民から寄せられた意見や要望への対応ということについてはどのような到達なのか、またどういうふうの評価しているのか答弁をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） そうしましたら、自主事業についてでございます。

自主事業では、図書館では、ライブラリーシネマやビブリオバトル、ボードゲームで遊ぼう、ぬいぐるみのおとまり会など全国的に実施されているような行事を取り入れて行われ、一定の参集を受けていることから、図書館の利用者の増加につながっているというふうに考えてございます。

次に、図書館でのボランティアの状況でございます。ボランティアのほうは、現在、弘前図書館では、読み聞かせボランティア、対面ボランティア、閲覧室の書架整理ボランティアに活動いただいております。また、定期的にボランティアと指定管理者、こちらのほうの推進室の

3者で集まってボランティア意見交換会も開催し、ボランティアスタッフと連携を取りながら図書館を運営している状況でございます。

次に、意見の反映についてでございますが、意見については図書館協議会などへの実績報告のほか、毎年度の指定管理者に対するモニタリングにより、数値以外のサービス内容についても評価・公表を行っています。また、図書館内に御意見箱を設置しておりますことや、アンケートを定期的に行って、その要望について対応しているというふうにも評価してございます。

○9番（千葉浩規委員） 今、答弁していただいたわけですが、募集要項では、目指す方向として「学びと遊びの創造の場、知の拠点」としての地域とつながる図書館というものを理念として「地域の学びの場」「楽しい交流空間」「知の拠点」の三つを目指すというふうにしております。

私としては、図書館については直営でこうしたものをしっかり実現していただきたいと考えているところですが、指定管理の中での、この5年間で、この理念がいかほど実現できたというふうに教育委員会として評価しているのか答弁をお願いします。

○生涯学習課長（原 直美） 指定管理の募集に際しましては、「学びと遊びの創造の場、知の拠点」を理念とし、「地域の学びの場」「楽しい交流空間」「知の拠点」の三つを目指すこととしています。地域の学びの場としては、図書館の施設見学や職場体験の積極的な受入れや図書の配架に関する工夫などで図書館の利用促進がされてきたと考えております。楽しい交流空間としては、ビブリオバトルやぬいぐるみの図書館おとまり会などの魅力ある企画により利用者の交流増加に寄与してきたものと考えております。知の拠点としては、市民向けの講演会や関係機関との連携による企画などにより、その充実に寄与してきたものと考えてございます。

5年間の総括につきましてはこれから行うこととなりますが、現時点では、図書館においては全国的な図書館のイベントや動向などを積極的に取り入れた運営がされ、司書などの専門職員の配置の確保などにより、利用者のサービス向上につながったものと考えております。郷土文学館においても、ロビーコンサートなどの新たな行事の実施などで観覧者数の増加につながっているものと考えております。また、地元FMによる図書館情報の放送やミニコミ誌への掲載により、図書館での行事、図書の認知などが進んでいるものと考えております。

このように、民間のノウハウを活用した市民サービスの向上など、指定管理者の制度のメリットが得られて、今後も古文書等の管理運営は直営で行いながら、図書館及び郷土文学館の安定したサービス提供が継続できるように指定管理者との連絡・調整を行いながら利用者の意向などを反映して、市民の利用に努めてまいりたいと考えております。

○5番（富士文敏委員） 一番最初の指定管理の関係議案として出てきましたので、それ以降の議案にもあるのですが、ここで聞かせてもらうのですが。

まず、指定管理はここで議決を、賛否を採るわけですが、指定管理料の決定までのプロセスというのはどういうふうになっているのか。なぜこれを聞くかというと、資料2の(4)に、施設の管理運営に係る経費の内容という審査項目がございますよね。この中で、人件費を含めて施設管理に係る経費の内容が具体的で妥当なものとなっているかという、ここについてちょっとお聞きしたいです。

指定管理料の決定のプロセスが、財政当局に前年度並みでぼんと切られたりしていないかということと、その予算要求をする間に、例えば指定管理料の人件費について、例えば今は会計年度任用職員もいる、それから最低賃金も上がっていくという中で、ここを踏まえて、当該部局で予算要求をして、この部分をちゃんと加味して予算要求して、そしてどういうふうな形

で予算が決定されているのか、ここをちょっとお知らせ願えますか。

- 生涯学習課長（原 直美） 指定管理料の積算でございますが、こちらの施設につきましては平成28年度まで直営で管理を行ってまいりました。今回の積算におきましても、平成28年度の弘前図書館での職員配置数などを基準としながら、人件費、それから事業費のほうの算出を行っているものです。内容についても前回と同様とするのではなく、事業の内容なども精査しながら積算をしてまいりました。その結果として前年度と同額の積算としたものでございます。
- 5番（福士文敏委員） 事業をやるに当たって、当然、毎年、減少とか増額とかが出てくるのですけれども、人件費の部分が果たしてそれに波及されているかという。各指定管理をずっと聞くと、ここに限ったことではありませんけれども、何も人件費を上げられないと。事業をやっている、前年度と事業費の増減があっても前年度と同じ予算でどんと来ると。そうすれば、人件費を、例えばこういうふうにせつかく、さっきの(4)の①のように、人件費が適正なものであるか、妥当なものであるかということも加味されているのに対して、市側として財政当局に、何も変わらないから、極端にしゃべれば前年度と同額とやったときに、結局人件費も抑えざるを得なくなってくるのではないかなということに危惧して、ちょっと人件費に特化して、その増減とかが見えているのか、そこをちょっとお知らせください。
- 生涯学習課長（原 直美） 人件費につきましても、算定の根拠となった金額について、最低賃金などをきちんと見合わせながら計算しているものでございます。

- 5番（福士文敏委員） 分かりました。

ちょっと要望を申し上げたい。その部分、時代は動きます。一般職の公務員でもベア改定で毎年変更になります。そういうところをやっぱりちゃんと加味して予算の査定をしてもらうように、やっぱり部長あたりから財政当局のほうに申し入れないと。毎年同じ、前年度と同額、前年度と同額と来れば、結局この人件費が幾ら動いてでも、例えば事業をやりたいということがあっても、結局前年度と同じであれば、人件費を増やせば事業を削らねばまねぐなる。事業を増やせば逆に人件費を抑えなければまねぐなるということもありますので。

指定管理をやる時、相手方に多くの項目を出させて審査しているのですから、やっぱり行政側も指定管理料を決めるときに、きちんとその中身を財政当局にも伝えて、そして人件費にちゃんと波及できるように、部長あたり、教育委員会からも、別の指定管理にも出てきますので、そこをきちんと財政当局に伝えるようお願いをして終わります。

- 3番（坂本 崇委員） 今回の選定方法なのですが、公募・非公募がある中で公募という選定方法にしたお考えというか理由と、あと公募であれば、本来であれば複数の事業者が応募するのが望ましいのかなというふうに思うのですが、今回は申請が1件だけであったということですが、それについてのお考え、分析というか、お聞かせいただければと思います。
- 生涯学習課長（原 直美） 応募者が1者となった件につきましてでございます。

業者を集めての事前の説明のときには2者参集をいただいたものでございますが、実際の応募につきましては1者となったものでございます。これにつきましては、こちらのほうの募集要項が平成28年7月の弘前市立図書館・郷土文学館のあり方に基づいて、その在り方を達成するために募集要項に細かく人員配置であったり、資格者の配置であったり、あとそれから勤める方の経験年数などを設けて、適正な図書館と郷土文学館の運営になるような募集要項にしたことがありますので、資格者の確保という面で厳しいと考えられたのではないかと推察していますが、説明会においていただいた方が応募しなかったことに関して、詳しく理由をお聞きしたわけではないので、ちょっとその分析まではできておりませんでした。

公募にした理由でございますが、広くサービスを提供できる事業者を比較して、よりよいサービス提供を検討するというところで、公募としてございます。

○3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

もう1点、確認の意味もあってお聞かせいただきたいのですけれども、今回、前回もそうですが、いわゆるグループによる応募ということで、3者が共同でということになっているかと思えます。この3者のうちのどこかの会社・団体が代表で申し込むということになるかと思うのですが、それぞれ担っている業務というのが、担当が分かれていますよね。例えば、どこかの事業の中、業務の中で、問題とか、事故とかが指定管理事業の中で起こった場合の責任の所在というのはどこになるのでしょうか。

○生涯学習課長(原 直美) 責任の所在でございますが、責任分担については基準書等で詳しく市と指定管理者の分担を分けてございます。3者の中で、代表者についてはTRCが代表企業となっておりますので、最終的な責任はそちらになるということになっております。

○委員長(今泉昌一委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 本案に対しては、御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(今泉昌一委員) 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第110号 指定管理者の指定について(鳴海要記念陶房館)

○委員長(今泉昌一委員) 次に、議案第110号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長(鳴海 誠) 議案第110号は、鳴海要記念陶房館の指定管理者として、一般財団法人岩木振興公社を指定しようとするものであります。

本施設は、りんご釉の陶芸家として東北地方を代表する故鳴海要氏の工房を保全するとともに、その作品の展示等を行い、市民の地域文化の継承と生涯学習意欲の向上、及び地域における市民の交流と触れ合いを促進することを目的に設置されたものであります。

施設の管理運営には、鳴海要作品の約7割を所有する故鳴海要氏の遺族との信頼関係が不可欠であり、開館当初から適正に管理運営し、信頼関係を築いている団体であることが求められることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により当該団体を指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審議した結果、市民の平等な利用を確保することができること、施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していることの項目で優れており、評点合計の100点満点換算点も80.4点と高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 今回、100周年事業に取り組まれたと思うのですが、その結果について。あと、指定管理期間なののですが、前回は2年だったのですが、今回も2年となった理由について答弁をお願いします。

○博物館長（石岡博之） まず、鳴海要生誕100周年記念事業の成果ということでございます。

令和2年は、鳴海要生誕100年に当たるため、記念事業を実施いたしました。主なものとしては、陶芸家・鳴海要に関する情報収集や鳴海要陶芸展、記念講演会を実施いたしました。情報収集に関しましては提供がなかったものの、展示に関しましては年間737名の観覧者があり、記念講演会には46人の参加がありました。

続きまして、指定管理の期間が2年なのかという御質疑に関しましては、まず市として施設の在り方について、管理運営の理想的な方向性を直営も含めて検討した結果、指定管理者制度のほうが経費的にも運営的にも効率的であるという結論に達したものです。しかしながら、経費に対する利用料金制度の料金収入の充当率が低いことから、今後は貸し館制度の導入などについても検討していく必要あり、新たな受益者負担を取り入れることについて、遺族をはじめとする関係者との協議にも一定の時間を要することから、それらの検討に関する期間として再度2年の指定管理の期間としたものであります。

○9番（千葉浩規委員） 100周年事業の結果についてなののですが、その結果として有料区画の入館者数はどうなったのでしょうか。というのは、この間なかなかこの有料区画の入館者数が減少傾向にあって、そこが大変大きな問題にこれまでもなってきたのですが、この100周年事業に取り組む中で、この有料区画の入館者数はどのようになったのかを答弁をお願いします。

○博物館長（石岡博之） 観覧者数ということでございます。

令和2年度の鳴海要陶房館の年間の利用者は、コロナによる閉館もあり、令和元年度の6,765人に対し3,173人減の3,592人となっております。一方、展示室の観覧者数は、令和元年度の491名に対し246名増の737人となっております。

この要因といたしましては、鳴海要生誕100周年事業による展示のリニューアル、情報の提供の呼びかけや記念講演会等の周知活動によるものと考えております。

○9番（千葉浩規委員） やっぱこの周知活動とか、あとは展示替えとかもあって、今回100周年事業ということであるけれども、有料区画の入場者数が増えたのかなと思います。それで、この展示替えは博物館で行うということなのだけでも、そうした意味では、今回のこういう取組の中で入館者数が増えたわけだから、今後やっぱり博物館の支援というのも、これから大

変重要なのかなと思うのですけれども。

この点について、単に指定管理者というだけではなくて、博物館としての鳴海要記念陶房館に対する支援というものをどのように考えているのか。また、どのようなものが課題だと考えているのか答弁をお願いします。

○**博物館長（石岡博之）** 鳴海要記念陶房館の展示に関しましては、博物館の職員が年に1回程度展示替えをしております。しかしながら、作者が故人であることなど作品数には限りがあることから、展示の在り方についてパネル化したりキャプションの工夫を凝らしたりなどの必要があると思っております。また、博物館といたしましては、ポスターの掲示やホームページのリンク、そのほかいろいろな媒体に情報提供するなど陶房館のPRにも努めており、今後もさらなる連携に努めてまいりたいと考えております。

○**委員長（今泉昌一委員）** ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（今泉昌一委員）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第111号 指定管理者の指定について（旧藤田家住宅）

○**委員長（今泉昌一委員）** 次に、議案第111号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○**教育部長（鳴海 誠）** 議案第111号旧藤田家住宅の指定管理者の指定について御説明いたします。

配付資料の議案第111号旧藤田家住宅の指定管理者の指定についてを御覧ください。

議案第111号は、旧藤田家住宅の指定管理者として、弘前ペンクラブを指定しようとするものであります。

本施設は、弘前市の歴史や文化を伝え、もって市民の教養を高めるため設置した施設であり、作家・太宰治が旧制弘前高等学校に通学していた当時に下宿していたことから、太宰治まなびの家として平成18年より一般公開をしております。

旧藤田家住宅の指定管理者は、平成25年度から弘前ペンクラブを指定しており、施設の適切な維持管理や専任の解説員による丁寧な説明、市の指定事業である朗読会や講演会を定期的で開催するなど入館者数の増加につなげております。

このような実績を踏まえたこと、また、極めて専門的な知識が必要な施設であることから、指定管理者制度の導入に係る方針に基づき、非公募により、太宰研究第一級の団体であり、旧藤田家住宅の保存に尽力した弘前ペンクラブを指定しようとするものであります。

当該団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、施設の設置目的を効果的に達成することができること、施設の管理運営を適正かつ確実に行う能力を有していることの項目で優れており、総合評価点も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

提案内容に対する評価について御説明いたしますので、旧藤田家住宅指定管理者候補者選定結果一覧表を御覧ください。

評価に当たっては、特に利用者の増加を図るため、(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることを重要視し、配点を高く設定しております。評点合計の100点満点換算点は80.6点であり、評価に当たっての主なポイントといたしましては、リピーターが少ないという現状を的確に分析し、ここでしか見ることができない、太宰に関する研究書や解説書を展示するD A Z A I ライブラリーを新設することにより来館者増加につなげていきたいという強い意気込みを感じることができたこと、また、専任の解説員3名をローテーションで配置し、解説マニュアルによる正確な説明を徹底していることなどから、施設の管理を適正に行う能力が高いとの評価となりました。

10月28日開催の弘前市指定管理者選定等審議会において、弘前ペンクラブを指定管理者候補者としてすることが決定され、同日付で答申があったものです。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であります。

以上で説明を終わります。

- 委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。
- 9番（千葉浩規委員） 担当課が文化財課なので文化財であることは分かるのですが、この旧藤田家住宅の概要、とりわけ文化財的な価値というものはどういうものなのか答弁をお願いします。
- 文化財課長（小山内一仁） この藤田家住宅につきましては、大正期に発展して定着した個人の生活空間を尊重する中廊下式型の住宅というような間取りを取ってございまして、また台所が、それ以前は座って炊事をする座式型のものから、立った状態で炊事をする立ち働き式というような様式に改変するといったような、生活様式の変化を建物に反映させたものになってございます。近年、古い住宅がだんだんなくなっているという中で、当時の、大正期の住宅の特徴を端的に示すといった点で貴重な建物であるということで、藤田家から寄贈を受けて現在の場所に移築してございますが、平成18年3月に市の有形文化財に指定しているといったところでございます。
- 9番（千葉浩規委員） 大変貴重な文化財であるということは分かったのですが、そこで、こういった文化財に指定管理者を導入するといった場合の、教育委員会としての基本的なスタンスはどのようなものなのでしょうか、答弁をお願いします。
- 文化財課長（小山内一仁） 指定管理導入のスタンスということで、ほかの市の施設と同様に指定管理者制度の導入については多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間のノウハウを活用するといったスタンスが基本にございますけれども、加えてその導入によって市民サービスの向上、それから経費削減、施設の管理運営を一体として行うために導入しているというスタンスは基本的にほかの施設と変わらないのですが、文化財施設の場合も基

本的に同じなのですけれども、特に太宰治まなびの家もそうですし、仲町にございます公開武家住宅、それから大石武学流庭園の瑞樂園等もそうなのですが、やはり公開活用という部分においては、やっぱり専門的な知識を有しているということが非常に重要で、歴史的な背景であったり、その価値を十分に伝えることができる能力が必要であるというようなことを加えて考えているというところがございます。

○9番（千葉浩規委員） そうした場合、今回この旧藤田家住宅を指定管理、この住宅の指定管理者を選定することなのですから、指定管理者にはどのようなことを求めているのでしょうか、答弁をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 指定管理に当たって、専門的な知識を有するというような能力をちゃんと備え持っているというのがまず基本的な条件になってございますので、そういった知識であったり、経験を十分に生かしながら、市で指定した事業であったり、自主事業であったりというようなところを展開してもらって、さらにはその建物の価値であるとか、太宰治の付加価値みたいなのも含めて来館者の方に丁寧に解説していただくということで入館者へのサービスの向上、それから入館者の増加につながっていくものというふうに考えておりますので、そういった能力が基本的に備わっているということを前提に、こういった取組を要望しているところがございます。

○11番（外崎勝康委員） 1点だけ確認したいと思います。

旧藤田家住宅というのは、いろいろな形で、今お話があったように魅力のある建物だと思うのです。それでやっぱり、そこの中で、どういった説明をするかによって、来た方の反応も大分変わっていくと思うのです。そこで、例えば満足度の調査とか、アンケートとか、何らかの形で満足度を、要は非常に申請者の点数が高いので、その高い理由としてやはり満足度がきちんと得られているかどうかというのも非常に大事だと思うのです。その辺はどうお考えでしょうか。

○文化財課長（小山内一仁） 来館者からのアンケートとかを見ましても、非常に解説が分かりやすく非常にありがたいとか、突出して来館者数が増えているとか、特別多い施設ではないのですけれども、実際に来た方の満足度が非常に高いというのがそういったところから見て取れますし、実際に、例えば太宰治関連でいきますと、斜陽館ですとか、三鷹市にございます太宰治展示室ですとか、弘前大学にも資料館がございますので、そういったところとうまく連携しながら、いろいろな情報発信もしていただいておりますので、来館した方の満足度は非常に高いものというふうに受け取っております。

○11番（外崎勝康委員） 逆に、ぜひともこういった改善をしてもらいたいとか、要望とか、そういうものがアンケートであれば教えていただけますか。

○文化財課長（小山内一仁） 今回、弘前ペンクラブからD A Z A Iライブラリーの新設というのも提案として頂いておりますけれども、やはり実際にここにそういう施設があるということ自体が分からない人も結構多いというふうには感じておりますので、そういったところの情報発信というのは、指定管理者だけでなく市としてもやっぱり情報発信をうまくしていかないといけないなというふうなことは感じております。

○11番（外崎勝康委員） 私もそのように思います。今のお話を聞いて、いろいろ工夫されて、それだけ魅力ある説明をしているということであれば、意外と市民が知らないことが多いのではないのかなというふうに思います。ですから、そういうものをいかに、やっぱり弘前市にはこういう魅力ある施設がいっぱいあります。でも、なかなか調べていかないと入ってこないと

いうのが結構あるものですから、それが日常的に、やっぱりどうPRし、どう市民に——市民以外にでもいいのですけれども、どう広くこういうことを、やっぱりしっかりと伝えていく努力、広報の努力は必要だと思うのです。その辺をどうか、かっこいいツイッターをつくってもいいし、何かそういうふうなものをぜひとも、皆さんがリツイートしたくなるようなツイッターをつくってみるとか、何かそういったものを市としても大いにチャレンジしていただきたいというふうに思いますので、それはぜひともチャレンジしていただきたいと思います。

○3番(坂本 崇委員) 参考までにお聞かせいただきたいと思います。

偕行社がリニューアルいたしまして、藤田家住宅というのは隣にあるわけで、その偕行社ができたことによって、これまでと比べて藤田家住宅のほうにも人が流れているのではないかなと思うのですが、その辺の状況についてはどういふものなのでしょうか。

○文化財課長(小山内一仁) 昨年度、それこそ今おっしゃった旧弘前偕行社がリニューアルして、リニューアルオープンになりました。それこそ、今の旧藤田家住宅と旧弘前偕行社の間でうまく連絡を取りながら連携をして、例えば駐車場を利用させてもらったりですとか、そういったこともやっていますし、偕行社のほうに来て見学していたら、すぐそばにこういう住宅があるということで興味を持たれて入るといふ方も実際にいらっしゃるということで相乗効果としてはあったものと思っていますし、旧弘前偕行社だけでなくれんが倉庫美術館に来た方がその流れで偕行社、藤田家住宅というふうに回っている方もいるというふうに聞いていますので、ほかの施設とうまく組み合わせているといひますか、そういった意味での効果は出てきているなというふうに感じております。

○3番(坂本 崇委員) 確かに、れんが倉庫美術館もできて、偕行社もリニューアルオープンしてと。その距離感というのが割と近いのです。さらには、弘前大学をうまく絡めると、太宰については旧制弘高時代の関連のものとかがあると思うので、ちょっと点と点を結ぶ戦略といひか、そういうのもぜひ御検討いただければと思います。

○委員長(今泉昌一委員) ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第108号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○農林部長（中田善大） 議案第108号指定管理者の指定についての議決の一部変更についてを御説明申し上げます。

本案は、平成30年12月21日に議案第145号で提案し、議決を経た指定管理者の指定について（岩木カントリーエレベーターの指定管理者の指定）の第3項中、指定の期間の一部を変更するものであります。

本施設は、生産された米穀の乾燥、調整及び貯蔵をする公の施設として平成13年度に整備し、現在はつがる弘前農業協同組合が指定管理者として施設の管理運営を行っております。

本施設につきましては、現在のところ大規模な改修を要するものではありませんが、整備から20年経過しており、弘前市公共施設個別施設計画におきましては、今後も有効に活用されるべき施設ではあるものの、市のファシリティマネジメントの観点から民間への移管を含め今後の方向性を検討することとしております。

また、本施設の利用者は、そのほとんどがつがる弘前農業協同組合の組合員であり、施設の建設場所も同農協から借りているものであります。

以上のことも踏まえ検討したところ、現在の利用者のほとんどが組合員であること、利用者数は減少傾向にあること、市のファシリティマネジメントの観点から、1年後の民間譲渡を目指して協議を進めていきたいことなどの理由によりまして、市の施設としては令和5年3月31日をもって廃止することとしたため、指定管理者の指定の期間につきましても令和5年3月31日までに変更するものであります。

以上をもちまして、提案の趣旨説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、請願第7号コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願を審査に供します。

討論の前に、何か確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 発言なしと認めます。

これより討論を行います。

本請願に対し、御意見ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願の趣旨を妥当と判断し、賛成します。また、その立場から討論します。

令和3年産米の価格下落による農業経営への影響が懸念される中、当市においても主食用米からの転換が呼びかけられ、生産者の努力で飼料米の取組面積は昨年度の約6倍の約191ヘクタールとなりました。また、弘前圏域8市町村長が一堂に会し、備蓄米の買入れ枠拡大など市場隔離を行うことも含め、国への要望7項目、県への要望1項目の全8項目を取りまとめ、国会議員、農林水産大臣をはじめとする国・県に対し緊急要望を実施しました。

一方、本請願を提出した津軽農民組合の全国組織による要請行動の中で、農林水産省の担当者はコロナ影響緩和特別対策の15万トン特別枠は保管2年目以降も市場に出回ることはなく、隔離効果は複数年にわたることを明言したとのことです。

当初の22年出来秋に市場に出回らせる計画からは大きな転換です。毎年の予算獲得が必要となるものの、事実上の民間備蓄として市場隔離が行われることとなります。まさに弘前圏域8市町村長の取組が実ったと言えるのではないのでしょうか。

しかし、国が11月19日に公表した需給見通しでは、令和4年産米の主食用米について需給と価格の安定を図るには全国で約21万トン、約3万9000ヘクタールのさらなる作付転換が必要だとされています。生産者の努力に頼るだけでなく、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給関係を改善し、米価下落に歯止めをかけることが必要です。

今こそ弘前圏域8市町村長の取組に続き、議会としても備蓄米の買入れ枠拡大など市場隔離を行うことを求めるときではないのでしょうか。また、政府は最も過剰なミニマムアクセス米の削減・中止に踏み出すべきです。

以上の点から、3項目の請願事項を掲げる、コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願の趣旨は、妥当であると判断し、賛成する立場からの討論とします。

以上です。

○5番（富士文敏委員） 本請願に対し、不採択の立場で意見を申し上げます。

米政策に関しましては、平成29年まで行政が生産数量目標を決定し、個々の農業者に主食用米の生産数量目標が配分されておりました。

しかし、平成30年からは、生産者や集荷業者・団体が自らの経営判断で需要に応じた米の生産・販売が行われるよう見直しされており、またセーフティーネットとして米価下落時に収入を補填する制度も創設されております。

人口減少等による主食用米の需要減少に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、令和3年産米の概算金が下落する中、国は様々な対策を実施することとしております。

まず、新型コロナウイルス感染症による需要減への対策としては、需要減に相当する15万トンの在庫について、集荷業者・団体が行う長期保管に係る経費に対する全額支援や、子供食堂

等の生活弱者への提供に対し支援するなどの対策を講じることとされており、実質的な市場隔離効果が期待できるものと認識しております。

また、従来から措置されており、水田での主食用米以外の作物の生産を支援する水田活用の直接支払交付金のほか、麦・大豆の団地化や営農技術の導入等による生産性の向上等を支援する麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトや、輸出や加工原材料等の需要拡大が期待される品目の低コスト生産等を支援する新市場開拓に向けた水田リノベーション事業など、作付転換を後押しする事業も措置されることとなっております。

さらに、ミニマムアクセス米については、国家間の協定に基づいて輸入することとなったものであり、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売する国家貿易を行っているものと認識しております。

このように、需要に応じた生産・販売を行うという米政策の基本的な考え方の下、令和4年産でも需要のある作物への転換を図りつつ、需要に応じた適正な米の生産を促していくことが重要であること、また国においてしっかりとした対策を講じていることから、本請願は不採択が適当であると考えます。

以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願は、採択すべきとの意見と不採択にすべきであるとの意見があります。

なお、採決は、起立により行いますが、起立しない者は不採択とみなします。

本請願は、趣旨妥当と認め、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（今泉昌一委員） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前11時13分 散会】